

環境建設常任委員会

令和6年12月16日（月）

環 境 建 設 常 任 委 員 会

定例会名 令和6年第4回定例会
招集日時 令和6年12月16日(月) 午後1時53分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委員 長 池 辺 己 実 夫
副 委 員 長 加 藤 政 之
委 員 石 原 幸 雄
" 柳 井 哲 也
" 小 松 崎 伸
" 塚 原 正 彦
" 伊 藤 知 子

欠席委員 なし

出席説明員
副 市 長 鷹 羽 伸 一
建 設 部 長 長 谷 川 啓 一
建 設 部 次 長 野 島 正 弘
都 市 計 画 課 長 飯 島 章 友
空 家 対 策 課 長 柴 田 賢 治

議会事務局出席者
書 記 後 藤 仁 子
書 記 田 上 洋 子

令和6年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 環境建設常任委員会

議案第66号 牛久市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例について

議案第68号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 指定管理者の指定について

議案第78号 指定管理者の指定について

午後1時53分開会

○池辺委員長 皆さん、改めましてこんにちは。

お時間少し早いんですが、もう皆さん積極的な方ばかりなので、もう始めさせていただきます。

それでは、ただいまより環境建設常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、副市長、建設部長、建設部次長、都市計画課課長、空家対策課長であります。書記として、後藤さん、田上さんが出席しています。

本委員会に付託されました案件は、

議案第66号 牛久市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例について

議案第68号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 指定管理者の指定について

議案第78号 指定管理者の指定について

以上、4件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に、議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第66号、牛久市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例について議題といたします。

議案第66号について、提案者の説明を求めます。空家対策課長。

○柴田空家対策課長 空家対策課の柴田です。よろしくをお願いいたします。

私のほうから、議案第66号、牛久市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例について御説明いたします。

これまで牛久市空家等への対応については、所有者等により適正に管理されていない管理不全空家等は市の条例、特定空家等は空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる特措法に基づき、改善及び指導等を行ってきました。

しかし、昨年、令和5年6月に特措法が改正、12月に施行され、新たに管理不全空家等が定義され、特措法の対象範囲となったことから、市条例と特措法の整合性を図る必要があり、牛久市あき家等の適正管理及び有効活用に関する条例の全部を改正するものです。

主な改正点を御説明いたします。

まず、1ページ目です。

市条例のほうですね、空家特措法ができる前に牛久市独自で制定していたものなのでですね、あき家ということで、あきの字が平仮名になっておりました。特措法と同様に漢字で空家とし、牛久市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例と、条例名を変更いたします。

次に、2ページを御覧ください。

条例第4条、空家等の所有者等の責務強化、こちらとしまして、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする努力義務を規定いたしました。

次に、条例第5条に、空家等の発生抑制、活用促進、管理不全、空家等の解消に必要な施策の実施など、市の空家等対策に関する責務を明記しました。

次に、3ページを御覧ください。

条例第9条、こちらにこれまで市の要綱で定めておりました空家等対策協議会の設置に関する事項を規定いたしました。

次に、これまでの牛久市あき家等の適正管理及び有効活用に関する条例では、第6条で管理不全空家等に対する是正措置を規定しておりましたが、管理不全空家等が国の特措法の法律での対象範囲となったことから、こちらで管理不全空家等は今回は入れませんので、こちらを除外してですね、代わりに第10条に空家等、これが管理不全にならないよう、管理不全になる以前の空家について必要な情報提供とか、助言をすることができることを規定いたしました。

次に、4ページを御覧ください。

条例第14条に災害その他の非常の場合において、空家等に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が生じる危険が切迫したとき、緊急に危険を回避する必要がある場合の危険回避のための必要な最低限度の措置を講ずることができる「緊急安全措置」を規定いたしました。

条例の主な改正点は以上でございます。

○池辺委員長 これより議案第66号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で、執行部提出議案に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第68号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第68号について、提案者の説明を求めます。空家対策課長。

○柴田空家対策課長 柴田でございます。

続きまして、議案第68号について御説明いたします。

牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、こちらについては議案第66号の牛久市あき家等の適正管理及び有効活用に関する条例の全面改正に伴いまして、今まで牛久市空家等対策協議会委員設置、こちら要綱ございました。こちらを廃止しまして、今回改正する牛久市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例に規定いたしましたので、こちら要綱に定められていた委員に対する謝金に関する事項をこちらの非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例のほうに盛り込むということで、こちらのほうの条例を改正するものでございます。

以上です。

○池辺委員長 これより、議案第68号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で、議案第68号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第77号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第77号について、提案者の説明を求めます。都市計画課長。

○飯島都市計画課長 都市計画課飯島です。よろしくお願いします。

議案第77号は、指定管理者の指定についてであります。

本件は、市が設置及び管理している賃貸駐車場15か所の指定管理者として、牛久都市開発株式会社を指定したいので、議会の議決を求めるものです。

指定管理者の募集から選定までのスケジュールとしましては、募集要項配布及び市ホームページ掲載が令和6年9月17日から9月30日まで、説明会を10月2日に実施しまして、申請書類の受付を10月15日から10月17日まで、指定管理者選定委員会を10月24日に開催し、指定管理者候補者を選定しております。

以上です。

○池辺委員長 これより、議案第77号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、議案第77号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第78号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第78号について、提案者の説明を求めます。都市計画課長。

○飯島都市計画課長 都市計画課飯島です。

議案第78号は、指定管理者の指定についてであります。

本件は、市が設置及び管理している賃貸自転車駐車場3か所の指定管理者として、牛久都市開発株式会社を指定したいので、議会の議決を求めるものです。

指定管理者の募集から選定までのスケジュールとしましては、先ほど議案第77号で説明させていただいた内容と同様でございます。

以上です。

○池辺委員長 これより、議案第78号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、議案第78号に対する質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第66号、牛久市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 举手全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○池辺委員長 举手全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、指定管理者の指定については、原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○池辺委員長 举手全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号、指定管理者の指定については、原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○池辺委員長 举手全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。

次に、付託された案件以外の所管事項について、御意見がある方は御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 御意見がなければ、以上で付託案件以外の所管事項についての意見を終結いたします。

お諮りします。

委員長報告書の作成は、委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、環境建設常任委員会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午後2時08分閉会